

転入に関するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード	税務町民課 町民係 (1階) 電話:0234-42-0133
	マイナンバーカードを作りたい方	カードの申請をお手伝いします		
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・登録する印鑑 ・顔写真つき身分証明書 ・登録手数料400円	
保険 年金	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	※その場で交付します	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
	→70歳から74歳までの方	国民健康保険の加入	(お持ちの方) 負担区分等証明書	
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険税の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	税務町民課 町民係 (1階) 電話:0234-42-0133
	→前住所地の転出日よりあとに勤務先の健康保険の資格を喪失した方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書等)が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※国保係にお尋ねください	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
	→海外から転入した方	国民健康保険の加入 国民健康保険税簡易所得申告	前年(前々年)の収入状況がわかるもの	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の交付 ※資格確認書は後日郵送します		
	→山形県外から転入した方	負担区分の確認	(お持ちの方) 負担区分等証明書	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	資格確認書任意記載事項併記申請	※県内で引越した方で、今まで認定証等を持っていた方は申請不要	税務町民課 町民係 (1階) 電話:0234-42-0133
	→海外から転入した方	簡易所得申告	前年(前々年)の収入状況がわかるもの	
海外からの転入で国民年金に加入する方	国民年金の加入		税務町民課 町民係 (1階) 電話:0234-42-0133	
高齢	65歳以上の方	介護保険の加入	※介護保険被保険者証は後日郵送します	保健福祉課 介護保険係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0150
	40歳以上で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談・申請	・(お持ちの方)介護保険受給資格証明書 ・本人確認書類(届出人のみ)	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等	保健福祉課 福祉係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0149
		各種福祉サービスの相談・案内	※福祉係にお尋ねください	
	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)をお持ちの方	各種自立支援医療の相談・申請	各種医療証 ※福祉係にお尋ねください	
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 を受給していた方 経過的福祉手当	各種手当の相談・申請	※福祉係にお尋ねください	
重度心身障害(児)者医療証を持っていた方	重度心身障害(児)者医療証の交付申請	・資格確認書等 ・障害名、等級が確認できるもの ・本人及び扶養義務者の源泉徴収票等、所得税の有無及び市町村税所得割額が確認できる書類 ※受給要件の確認ができ次第交付します	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152	
子ども	0歳~高校生の子どもがいる方	児童手当 申請 ※転入日から15日以内 ※受給者が公務員の場合は勤務先に申請してください。	・受給者の口座名義の通帳またはキャッシュカード ・受給者の資格確認書等(3歳未満の児童がいる場合)	子育て応援課 子育て支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0195
		子育て支援医療証交付申請 ※転入日から15日以内	・子どもの資格確認書等 ・扶養者の源泉徴収票等、所得税の有無が確認できる書類 ※その場で交付します	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
		予防接種予診票の交付	母子健康手帳	保健福祉課 健康推進係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0147
	妊娠中の方	妊婦健康診査助成券等の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査助成券	子育て応援課 子ども家庭支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0897
		予防接種予診票の交付	母子健康手帳	保健福祉課 健康推進係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0147
	保育園・認定子ども園へ入園を希望する方	入所相談・手続き	就労証明書等	子育て応援課 子育て支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0195

幼稚園へ入園を希望する方(4歳・5歳児)	入所相談・手続き	※学校教育係へお寄りください 事前に入園を希望する園へご相談ください	教育課 学校教育係 (2階・みず色) 電話:0234-43-0156
小学生・中学生の子どもがいる方	転校手続き	※学校教育係へお寄りください 事前に入園を希望する小学校・中学校へご相談ください	

下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

こども	学童保育所の利用を希望する方	入所相談・手続き	就労証明書等	子育て応援課 子育て支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0195
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当 相談・申請	※申請には事前予約が必要です、 子育て支援係にご連絡ください。	
		児童扶養手当 住所変更 ※認定を受けている方	・児童扶養手当証書 ・受給者の口座名義の通帳またはキャッシュカード	・資格確認書等(親・子) ・扶養者の源泉徴収票等、所得税がわかる書類(※所得制限あり) ※受給要件の確認ができ次第交付します

ガス・上下水道	都市ガス・上下水道の使用を開始する方	使用開始申込み ※企業課および本庁舎の窓口、LINE、FAX、電話で申込みできます	企業課業務係 (企業課庁舎) 電話:0234-42-0185
---------	--------------------	--	--------------------------------------

税・料金	税・料金等の口座振替を希望する方	口座振替の申請 ※取り扱い金融機関の窓口で手続きできます		税務町民課 納税係 (1階) 電話:0234-42-0136
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)		税務町民課 住民税係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0143
	軽二輪(125cc超え 250cc以下)、 自動二輪(250cc超え)を所有している方	※東北運輸局 庄内自動車検査登録事務所にご相談ください		東北運輸局 庄内自動車検査登録事務所 電話:050-5540-2014
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会 山形事務所庄内支所にご相談ください		軽自動車検査協会 山形事務所庄内支所 電話:050-3816-1836

その他	犬を飼っている方	犬の住所変更 ※電子申請できます	前の住所地で発行された鑑札 (鑑札がない場合) 登録手数料1,600円	環境防災課 環境衛生係 (3階) 電話:0234-43-0254
	町営住宅に同居を希望する方	町営住宅の同居手続き		建設課 都市計画係 (2階・むらさき色) 電話:0234-42-0860

庄内町役場

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
代表電話 0234-43-2211

開庁時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きチェックシート

転入

庄内町に引越しされた方へ

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・「マイナンバーカード」または「転出証明書」
(前住所地の市区町村が発行したもの)
- ・本人確認書類(右側のご案内をご確認ください)
- ・【外国人の方】「在留カード」または「特別永住者証明書」
- ・【海外からの転入の場合】入国日が確認できるもの
(パスポート、飛行機の搭乗券半券など)
- ・【代理人が届出する場合】委任状 ※ただし同一世帯の方は不要

忘れずにお持ちください

本人確認書類

町役場で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公庁が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳(※)
- ・介護保険証
- ・学生証
- ・顔写真付きの社員証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認します。